

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第十号

銃砲刀劍類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号第十九條第四項に基き美術品もしくは骨とう品として価値のある火なわ銃式火器および美術品として価値のある刀劍類の登録に関する手数料條例を次のように定める。

昭和二十六年三月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

美術品もしくは骨とう品として価値のある

火なわ銃式火器および美術品として価値の

ある刀劍類の登録に関する手数料條例

第一條 銃砲刀劍類等所持取締令第七條の規定に基き美術品もしくは骨とう品として価値のある火なわ銃式火

昭和二十六年三月九日 金曜日
 第二千百九十号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

器または美術品として価値のある刀劍類の登録ならびに登録証の書換および再交付については、この條例の定めるところにより手数料を納めなければならない。

第二條 手数料の額は次の通りとする。

- | | | |
|----------|-------|------|
| 一、登録手数料 | 一件につき | 百五十円 |
| 二、再交付手数料 | 〃 | 五十円 |
| 三、書換手数料 | 〃 | 三十円 |

附則

この條例は公布の日から施行し、昭和二十六年二月一日から適用する。

◇鳥取縣條例第十一号

英語通訳短期養成講座受講料徴收條例を次のように定める。

昭和二十六年三月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

英語通訳短期養成講座受講料徴收條例

第一條 縣が開設する英語通訳短期養成講座を受講する者に対しては この條例により受講料を徴收する。

第二條 受講料は月額二百五十円とし、前納しなければならぬ。

第三條 納付した受講料はいかなる場合でもこれを還付しない。

附則

この條例は公布の日から施行する。

告 示

鳥取縣告示第百号

昭和二十五年改定普及員資格試験に合格したものは次の通りである。

昭和二十六年三月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(農業改良普及員)

- 門脇 忠親、船橋 昶、松原 武、坂田 忠明
 - 福永 久昌、角 協、進木 康隆、池田 徳光
 - 橋本 節夫、横野 澄哉、笠原 徳福、葉狩 嘉平
 - 谷口 隆男、植木 昭一、泉 文治、高橋 藤男
 - 松田 一夫、田中 道宜、吉田 猛、増井 壽美
 - 森本 茂、吉田 啓武、加賀田 隆、眞梶 徳純
 - 藤原 武雄、川口 嘉美、眞梶 福純、田淵 清美
 - 由沢 茂樹、田中 敏夫、白井 省一、倉信 静夫
 - 小谷 義明、衣川 友喜、楮原 春男、高橋 治
 - 村上 宏晴、山田 勇男、高塚 精一、和田 高俊
 - 奥田 敢太郎、林 宗雄、宮本 宏、清水 輝雄
 - 小村 朕、木天 英治、山根 俊吾、下田 守
 - 稻田 卓郎、中村 金一、田中 宏、目和 正
 - 萩原 弥太郎、田久和隆吉、勝部 利弘、森田 茂
 - 松原 芳久、榎田 幸二郎、内田 幸男、山根 邦男
- (生活改良普及員)
- 上田 峰子、尾崎 一恵、中塚 英雄、平木 智恵子

鳥取縣告示第百一号

無試験により次の者に農業改良普及員資格を認定した。

昭和二十六年三月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 鳥取縣八頭郡西郷村大字弓河内二八八
現住所 本籍地に同じ

窪 田 春 宗

大正十一年二月十四日生

本籍地 鳥取縣米子市岩倉町八六
現住所 鳥取縣東伯郡南谷村大字大鳥居

笠 木 誠 造

認定年月日 昭和二十六年三月一日

大正十四年九月五日生

鳥取縣告示第百二号

昭和二十六年三月一日設置された鳥取縣東伯郡東郷松崎町の人口は、地方自治法施行令第七十七條第一項の規定により四、四一七人とする。

昭和二十六年三月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第百四号

府縣道路線の路線名を左の通り変更する。

昭和二十六年三月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

現在 路線 變更 路線

- 一、府縣道東八橋停車場線 府縣道浦安停車場線
- 一、府縣道三本杉東八橋停車場線 府縣道三本杉浦安停車場線

00324

◇鳥取縣告示第百五号

次の者に対し児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三條第一項第一号の規定による保母資格証明書を交付した。

昭和二十六年三月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

米子市尾高町一三二番地 段塚 幸子

登録番号 代表者氏名 名 称

一 足鹿 覚 鳥取縣販売農業協同組合連合会

二 松永 延衛 鳥取縣西部米穀卸協同組合

三 佐竹 安治 鳥取縣東部

四 中島 市治 鳥取縣米雜穀卸協同組合

五 葛谷 治市 米子米雜穀卸有限公司

六 柳沢愛之助 鳥取縣パン協同組合

七 中島長太郎 中島精麦製粉株式会社

八 近池一利勝 東伯郡販売農業協同組合連合会

九 山本 貞治 鳥取縣中部米穀卸協同組合

一〇 長田 鶴子 鳥取縣生麵茹麵商工業協同組合

◇鳥取縣告示第百六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三三号)第二十二條の規定により次の者に対し昭和二十六年二月二十八日卸売販売業者の業者登録をした。

昭和二十六年三月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

營業所又は主たる事務所の所在地

鳥取市東品治一九ノ五

米子市西町二一

鳥取市吉方七八九

〃

米子市角盤町三丁目一〇四

鳥取市吉方七八四ノ一

鳥取市東品治六九

倉吉町明治町一、〇三二ノ一

倉吉町新町三丁目二、二八九

鳥取市藪片原五〇

00325

◇鳥取縣告示第百七号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省告示第百三三号)第二十二條の規定により卸売販売業者の業者登録をしなかつた者は次の通りである。

昭和二十六年三月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

代表者氏名 名 称

浜田 昇一 浜田昇一商店

◇鳥取縣告示第百八号

医療法第二十五條(昭和二十三年法律第二百五号)の規定による当該官吏若しくは吏員の身分を示す証票を次の者に交付並びに返納した。

昭和二十六年三月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

番号 職 名 氏 名

第一〇号 鳥取縣事務吏員 西尾源太郎(交付)

第二二号 〃 技術吏員 豊増 嘉晴(〃)

第九号 〃 〃 野村 浩(返納)

第一〇号 〃 〃 事務吏員 新田 剛(〃)

◇鳥取縣告示第百九号

昭和十八年二月厚生省告示第六十六号(健康保険法及船員保険法ノ規定ニヨル療養ニ要スル費用ノ額ノ算定方法)に基く完全看護の実施を次の通り承認した。

昭和二十六年三月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施設名 所在地 対称 承認年月日 承認番号

市立 鳥取市 隔離病棟 昭和二十六年 特看
鳥取市民病院 古市一 隔離病棟 年二月一日 第五号

◇鳥取縣告示第百十号

昭和二十六年二月二十三日、二月定例縣会の議決を経た昭和二十五年年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算、昭和二十五年年度特別会計縣立実業学校実習費歳出更正予算、同印刷事業費歳出更正予算、同畜牛増殖奨励事業費歳入歳出

00326

追加予算、同無償職家解消事業費歳入歳出追加更正予算及び同縣立中央病院事業費歳入歳出追加更正予算は次の通りである。

昭和三十六年三月九日

警察本部 追加更正予算

昭和25年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算

款 項	科 目	追加更正予算額	歳 入	歳 出
2	地方財政平衡交付金	48,206,800		
3	公企業及び財産収入	43,206,800		
4	分担金及び負担金	502,065		
5	使用料及び手数料	6,557,407		
6	国庫支出金	△73,785,032		
1	国庫負担金	△86,995,764		
2	国庫補助金	3,412,659		
3	委託金	9,848,063		
7	寄附金	949,000		
10	雑収入	3,766,409		
2	辨償金及び報償金	160,000		
3	償還金	△140,000		
5	物品売払代金	1,817,817		
6	雑 入	1,928,592		
11	債 債	7,930,000		
1	縣 債	7,930,000		
11	歳入合計	△10,700,887		
1	議会費	0		
1	縣会議費	0		
2	縣庁費	9,500,147		
1	縣職員費	9,349,847		

00327

2	地方事務所費	97,100			5	教育費	35,934,294
3	東京連絡所費	6,900			1	教育委員会費	1,050,932
4	監査委員費	31,540			2	教育委員会支所費	3,237
5	諸 費	14,760			3	小学校費	16,641,003
3	警察消防費	4,011			4	中学校費	9,401,389
1	公安委員会費	4,011			5	高等学校費	3,771,968
4	土木費	△76,594,796			6	定時制高等学校費	1,057,505
1	土木出張所費	53,944			7	夜間高等学校費	208,509
2	境港務所費	63,358			8	特殊学校費	291,182
3	道路橋梁費	100,000			9	通信運搬費	48,286
4	河川費	0			10	図書館費	*10,788
5	港灣費	385,000			11	図書館分館費	16,183
6	砂防費	704,000			12	科学館費	10,788
7	産業開発調査費	42,580			13	社会教育費	105,000
8	都市計画費	200,000			14	教育研究指導費	74,000
9	災害土木費	△73,624,270			16	教育研究所費	5,394
10	建築費	157,592			17	体育保健費	183,000
11	土木諸費	228,000			18	教育施設費	539,040

19 教育諸費	2,466,090		
6 社会及び勞働施設費	△3,126,599		
1 生活保護費	△224,789		
2 社会福祉費	140,000		
3 兒童保護費	68,365		
4 兒童福祉費	10,394		
5 国民健康保險費	△2,951,593		
6 世話費	33,394		
7 勞政費	160,430		
8 職業安定費	△386,400		
10 公園費	23,600		
7 保健衛生費	6,354,050		
1 保健所費	798,550		
2 健民費	300,000		
3 傳染病予防費	98,000		
4 結核予防費	758,000		
6 性病予防費	400,000		
7 鼠疫昆虫驅除費	0		
8 衛生統計費	210,000		
9 公衆衛生取締費	1,580,000		
11 衛生諸費	2,209,500		
8 産業經濟費	15,422,318		
1 農業費	2,708,052		
2 水産業費	116,183		
3 林業費	311,400		
4 蚕業費	1,129,310		
5 畜産業費	2,066,382		
6 商工業費	256,017		
7 物資調整費	59,454		
8 農地事業費	6,776,342		
9 開拓事業費	1,578,173		
10 耕地事業費	421,005		
11 農業協同組合事業費	0		
10 統計調査費	136,258		
1 統計調査費	136,258		
11 選挙費	630,360		

00328

13 諸支出金	989,570		
2 徵稅費	171,000		
3 地方振興費	87,609		
7 渉外費	407,172		
8 繰出金	99,000		
9 雜支出	224,789		
繰出合計	△10,700,387		
昭和三十五年特別會計縣立実業学校実習費歳出更正予算			
1 選挙管理委員会費	309,105		
3 参議院議員選挙費	371,255		
1 縣立学校実習費	0		
1 縣立学校実習費	0		
繰出合計	0		
昭和三十五年特別會計印刷事業費歳出更正予算			
歳出			

1 事業費	0		
1 事業費	0		
繰出合計	0		
昭和三十五年特別會計畜牛増殖奨励事業費歳入歳出追加予算			
歳入			
1 使用料及び手数料	10,000		
1 使用料	10,000		
2 繰越金	26,200		
1 前年度繰越金	26,200		
繰入合計	36,200		
歳出			
1 事業費	36,200		
1 事業費	36,200		
繰出合計	36,200		
昭和三十五年特別會計無畜農家解消事業費歳入歳出追加予算			
歳入			
1 事業費	36,200		
1 事業費	36,200		
繰出合計	36,200		

00329

00332

同 一五	ノ三	三一三ノ三	同 一八	曲谷	曲り谷
同 同	同同同	同同	二二 八	畑	原野
同 一六	同同深知川向	同同深知川向	同 同	〇二二五 〇二二五	〇三〇〇 〇三〇〇
二二 二三	小椋熊次郎	小椋熊治郎	同 同	小椋信道	小椋安治
一三 二	ノ一四	ノ一四同	同 一七	三三五ノ一	三三五ノ一ノ内
同 七	塚本脇	塚ノ本脇	二三 一	同ノ二	同ノ二ノ内
一五 四	小椋熊次郎	小椋熊治郎	同 六	一五ノ一同	一五ノ一原野
一六 一八	西尾達夫	西尾建夫	同 同	小椋国藏	小椋国藏
一七 一五	滝ノ谷	瀧ノ谷	同 一〇	小椋国藏	小椋国藏
一八 一二	同同同同	同同同猿返シ同	同 一二	西吉田小屋	河原休シ
一八 一三	廣島市東城町	廣島市上柳町	同 同	小椋国藏	小椋国藏
同 一五	岩佐金一外二二名	岩佐金一外二二名	同 一三	同同同同	同同同西吉田小屋
一九 七	廣島市東城町	廣島市上柳町	同 一五	林信太郎	林伸太郎
同 九	田村繁藏外二二名	安田兵一外二二名	同 一六	同同同同	同同同河原休
同 一	廣島市東城町	廣島市上柳町	同 一七	同同同同	同同同河原休
二〇 七	六、七〇〇〇	一六、七〇〇〇	二四 一	小椋国藏	小椋国藏
同 一三	岡田馨	岡田馨	同 一六	下七畑	下畑
同 一七	小白坪谷上手	小白坪谷上平	同 一七	小椋国藏	小椋国藏

00333

同 一八	小椋大藏	小椋大藏	同 同	三四二ノ三	四四二ノ三
二五 一	大阪本谷	大阪本	同 九	三四三ノ一同	四四三ノ一原野
同 四	同同福吉同	同同福吉大阪本谷	同 一二	四四四ノ一同	四四四ノ一原野
同 五	向山	鑓子谷	同 一三	小椋国藏	小椋国藏
同 六	同同同同	同同同向山	同 一四	小椋長藏	小椋長義
同 一四	小椋国藏	小椋国藏	同 一五	小椋国藏	小椋国藏
同 一五	同同同同	同同同鑓子谷	三一 二	小椋国藏	小椋国藏
同 一六	同同同同	同同同向山	同 一五	小椋国藏	小椋国藏
同 一七	中原東	中原	同 一八	小椋国藏	小椋国藏
同 一八	山林	原野	三二 一	一〇〇〇	一、〇〇〇〇
同 五	同同同同	同同同中原東	昭和二十六年二月鳥取縣告示第五十五号中誤植があるの で次の通り訂正する。		
二六 一〇	同同同同	同同同中原	頁 行	誤	正
同 一七	〇七〇九 〇七〇九	〇七〇六 〇七〇六	一 二	四四四ノ九	四四七ノ九
二八 一三	同同同同	同同同別當	一 三	小椋とう	小椋とら
同 一四	同同同同	同同同布谷	昭和二十六年二月鳥取縣告示第七十三号及び第七十四号 中誤記があるので次の通り訂正する。		
二九 五	同同同同	同同同足谷			
同 七	廣田虎吉	小椋虎吉			
三〇 八	同同同同	同同同釜屋敷奥			

14

